

第1回 森林整備と財源のあり方検討委員会議事概要

- 1 日時：平成30年7月24日（火）10時～11時30分
- 2 会場：新潟県自治会館 別館 902 会議室
- 3 出席者：紙谷委員、駒宮委員、鈴木委員、長谷川委員、矢島委員、神田委員（代理出席）、高橋委員（代理出席）

4 次第

- (1) 開会
- (2) 挨拶
- (3) 委員紹介
- (4) 報告事項
 - ① これまでの検討状況
 - ② 国の森林環境税（仮称）等の概要
 - ③ 森林経営管理制度の概要
- (5) 議事
 - ① 検討の進め方について
 - ② 今後のスケジュール
- (6) 閉会

5 議事の経過

会長（挨拶）	<p>○ 森林整備に対して、国の森林環境税・森林環境譲与税と平行して、新潟県でも「森林整備と財源のあり方検討委員会」により検討を進めてきた。</p> <p>国の森林環境税では、整備・保全等を行う森林の条件を、人工林、非経済林で人里から離れた箇所というふうにと検討が進められてきた。しかし、新潟県の森林の状況とは異なっていることから、県独自の森林整備の必要性について検討する必要がある。</p> <p>新潟県は、旧薪炭林地帯、林業が主要な産業ではないような地域にも、かなりの森林面積を占めるため、そういったところの森林をどう整備していくのか県が積極的に指針を打ち出していくべきだと考えている。その上で、この委員会は非常に重要だと思うので、活発な議論をしていただきたい。</p>
（報告事項） 事務局	<p>○ 昨年度の森林整備と財源のあり方検討委員会の検討結果について</p> <p>○ 国の森林環境税（仮称）等の概要</p> <p>○ 森林経営管理制度の概要</p> <p>上記について説明（以下意見交換）</p>

委員	○ 森林環境譲与税について、かなりの額が配分されるが金利分は考えていない。金利はゼロと設定されているが、実際には金利分が多く出ると思うが、どう考えているのか。
事務局	● 国の説明資料では、税収は粗い見込み値であり、借入金利子は勘案していないとある。
委員	○ 森林所有者が自ら森林管理を実行できない場合に、市町村が森林管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に繋ぐスキームを作るといっていますが、市町村が委託を受けた場合に、森林に対する固定資産税は森林所有者が払うのか、免除となるのか、どのように考えているか。
事務局	○ 国の QA によると、市町村に委託した場合、市町村は経営管理権を取得することになるが、これは立木の伐採、木材の販売、造林及び保育を実施するための権利であり、登記を要する権利ではないため、固定資産税は所有者が払うことになる。
委員	○ 市町村に管理を預けて、意欲と能力のある林業経営者に再委託し、実際に運営してもらい利益が出た場合、必要経費を林業経営者に支払って、残りの分を森林所有者に支払う形になるのか。
事務局	● そうなると思う。
会長	○ 森林環境譲与税は、森林が無くても人口で按分する分もあるので、例えば、阿賀町は森林が多くて人口は少ない。一方、燕市は森林は少ないが人口が多いことから、配分額が森林面積と逆になることも考えられる。その場合、どのように予算を執行していくのか課題が出てくるとも考えられる。
委員	○ 国の森林環境税・森林環境譲与税で整備出来る条件が曖昧だが、整備対象区域は誰が決めるのか。県の委員会で決めるのか。
事務局	● 対象森林は、市町村が決定する。
委員	○ 資料 2 では、森林環境税の使途で人材育成、担い手の確保についても使えるとあるが、資料 3 では記載が無いが人材育成等に使えるのか。
事務局	● 資料 2 は、森林環境譲与税の使途の対象についての説明資料であり、資料 3-1 は、森林経営管理制度の仕組みについての資料となる。
会長	○ 資料 3-1 の 7 ページの林業経営者に繋げる条件として、平均傾斜 15 度未満とあり、繋げない場合は平均傾斜 35 度以上とあるが、15 度～35 度はどうなるのか。

事務局	● 国は例示をしているだけなので、林業経営者に繋げる、繋げないは市町村が判断することになる。
(議事) 事務局	○ 検討の進め方について説明 ○ 今後のスケジュール(案)説明 (以下、意見交換)
委員	○ 部会の委員選定について、森林環境税・森林環境譲与税では、森林所有者自らが森林管理を実行できない場合に、意欲と能力のある林業経営者に森林管理を委託するとあるが、委託を受ける林業経営者がいるかどうかのポイントとなる。イメージとしては、点在する人工林等の管理権を所有者から委託してもらって、新たな税で林道を整備するなどして林業経営者が引き受けやすい状況にしてから林業経営者に委託することになると考えている。その場合、林業経営者の視点での意見も聞く必要があると思うので、部会の中で意見が聞けるような体勢とした方が良いのではないかと。
事務局	● 関東森林管理局の本田委員は、国有林の経営に携わっており、収益を上げるために必要な作業は何か等、林業経営に精通していることから選任したところ。ただし、委員の言うとおりに、林業経営者の話を聞くことも大事なので、必要に応じて意見を聞くなど対応していきたい。
委員	○ 林業経営者に委託し利益が上がった場合は、一定の費用を林業経営者に払った後、残りを市町村がいったん受け取るが、複数の箇所をまとめて施業した場合、各所有者に分配するときに、条件の良い森林(収益性の良い森林)の持ち主と、条件の悪い森林(収益性の悪い森林)の持ち主に対して、配分基準を決めておく必要があると思う。
委員	○ 市町村は、いったん受け取った金額を、全部森林所有者に配分するのか、あるいは、一定額を必要経費として除いて、残金を森林所有者に配分するのか。収益の配分条件を森林所有者から権利を預かる段階で決めておく必要があると思う。
会長	○ 確認ですが、森林環境譲与税の話だと思うが、森林経営者に繋げた場合は、森林環境譲与税の対象外で良いか。
事務局	● はい。

委員	<p>○ 今のままでは経営効率が悪いので、林業経営者が引き受けてくれないが、点在する森林を集積して経営効率を高めて、林業経営者に引き受けてもらうのが、新たに権利を設けた意味だと思うが、集積をただで林業経営者が引き受ける場合と、今のままでは引き受けられないが林道等を整備してもらえれば引き受ける場合があると思う。しかし、今の仕組みでは、集積をするだけで林道等の整備が出来ない。そうなった場合、林業経営者の引き受け手がなく、市町村管理の森林が増え本来目指している林業経営者の引き受け面積に達しない恐れがある。</p>
事務局	<p>● 国の QA では、現時点では林道等が整備されていないが、将来的には林道等が整備されるなど、林道が整備されるまでを市町村が管理を行い、条件が整った後に林業経営者に再委託できるとある。</p> <p>● 森林環境譲与税の使途や仕組みについては、今回の委員会とは別の枠組みの中で、市町村と情報共有を図りながら対応しているところ。</p>
委員	<p>○ 国の森林環境税・森林環境譲与税で整備できる条件の森林と、昨年度の森林整備と財源のあり方検討委員会で検討した整備対象となる森林の条件に重なる部分が出ている。そのため従来の国の税では対応できない森林について、県による公的関与が必要との説明では足りない。したがって、森林整備が必要な森林に適切な整備を行うために、国の森林環境税だけでは、金額的に足りないということを強調する必要がある。</p>
会長	<p>○ 既に導入済みの県の動向も重要となってくる。国の環境税の創設に伴い、県独自の税をやめる県も出てくるかもしれない。他県の情報収集も重要と考える。</p>
委員	<p>○ 国がようやく本格的に詳細な情報を出してきて、机上の理論で進めてきているが、実際は、事業を実施する市町村職員、林業経営者が弱体化してものがうまく進まないのが実態だと思う。まずは、市町村職員、林業経営者の育成が先だと思う。</p>
事務局	<p>● 県として、市町村に対する研修をすでに行っているところ。</p>
委員	<p>○ 県民に森林整備の重要性を説明するためには、身近に感じる理由が必要だと思う。経済林だけではなく、県民が身近に感じるレクリエーション等で使う登山道付近の整備や、生活道路脇の私有地（森林）が小崩壊して通行止めとなった場合の復旧など、林業経営につなげる以外の視点で議論を広げていただきたい。</p>

会長	<p>○ 林業環境ではなく、森林環境に対して議論しており、森林の公益的機能を守るために、森林整備の範囲と財源のあり方について議論をしていきたい。</p> <p>集落管理をしている森林は多くあるが、管理が行き届いていないのが現状で、管理が行われないことによって鳥獣被害が多くなってきている。農作物の被害や人的被害も今後増えるかもしれない。集落管理の森林に対して、国に関わらず県として積極的に対応していくことを打ち出していくことは重要と考えている。</p> <p>集落管理の森林（里山）は、人工林もあり広葉樹林もあり、集落の周辺には様々な形態の森林があるため、一つのタイプの森林と決めないで、エリアとして考えて、そのエリアを健全な森林に誘導していく形で進めていくのが、新潟県のような小規模な人工林が点在し、その間に広葉樹林があり、また、ブナ林があるといった、様々な森林管理の仕方を県が率先して取りまとめていく必要がある。</p> <p>(終了)</p>
----	--